

○平沢委員 自民党の平沢勝栄でございます。

日韓図書協定について御質問をさせていただきたいと思っておりますけれども、その前に、竹島の問題について、大臣の見解をお聞きしたいと思います。

竹島で韓国の国会が特別委員会の全体会議を開催する予定だ、同委員会の所属の国会議員十八人全員が竹島に行って、それで開くと。実は、きょう開かれる予定だったんですけども、天候の悪化を理由に、来月の十日ごろ開かれるということなんです。

日本の領土である竹島で韓国が委員会を開こうとしている、そして竹島を、日本の領土を韓国の領土として既成化しようとしている。私、この話を聞いたのは、おとといの夕方、韓国在住の方から電話で聞いたわけです。恐らく外務省も当然聞いていたでしょう。

それで、きょうはたまたま行かなくなりましたが、こういった話を当然大臣は聞いておられたと思っておりますけれども、どういうアクションをとられたか、ちょっと教えてください。

○松本（剛） 国務大臣 御指摘のとおり、既に報道をされておりますし、二十二日、きょうの予定が延期になったというふうに私どもも承知をしております。また、延期については外交ルートを通じて確認をしているところでございます。

これについては、既に韓国側に対しては、外交ルートを通じて中止をするように申し入れを行ってきているところであります。竹島に対する私どもの立場というのは、先ほどの質疑でも申し上げさせていただきましたけれども、一貫しておりまして、この姿勢で臨んできているところでございます。

○平沢委員 外交ルートというのは、だれからだれに、どういう形で申し入れたのでしょうか。韓国は、竹島について、大規模建築物の発注も既に行っているんです。どんどん既

成事実化を進めているんです。大臣が動かなきゃおかしいでしょう。

私が聞いているのは、外交ルートをだれがやったかも聞きたいんですけども、大臣は
どういうアクションをとられたんですか。こういう竹島で韓国の委員会を開くというのは、
これはもうまさに暴挙としか言いようがないんです。それをやろうとしているんです。大
臣はどのような対応をとられたんですか。

○松本（剛） 国務大臣 これについては、今お話がありましたように、私どもとしては、
ぜひ中止をするように申し入れを行っているというふうに申し上げさせていただきました
が、中止をさせるように最も適切な方法として何がいいのかということを慎重に検討しな
がら、適切な形で、私どもが最もいい形だと思ふ形で申し入れをさせていただきました。
具体的には、ソウルそして東京の両方で、外交ルートで申し入れをさせていただいてい
るところでございます。

○平沢委員 ちょっと大臣、問題意識を持ってもらいたいなと思います。やはり大臣が直
接動くべき案件じゃないですか。委員会を開くというんですよ、竹島で、日本の領土で。
ですから、そこは大臣、下に任せるんじゃないで、大臣みずからが、これは極めて遺憾で
ある、許せない、こういったメッセージを韓国側に伝えるべきだと思いますけれども、ど
うですか。

○松本（剛） 国務大臣 竹島は我が国の領土であって、法的根拠のない形で占拠をされて
いるという私どもの立場は一貫をしております。

その上で、今お話がありましたように、今回の韓国国会の委員会が二十二日に会議を開
催するという自身は、私ども、先ほど申し上げたように、中止をされるべきものだと
いうことで行っておりまして、私自身もこれについては指揮をとってやらせていただい
ておりますが、だれが、どの段階で、どのような形で申し入れをするかということは、最も
適切な方法と考えられるものを逐次進めているというふうに御理解をいただきたいとい
うふうに思っております。

○平沢委員 これ以上聞きませんが、最も適切なのは、大臣から直接向こうの長官にメッセージを伝えることだと思います。やはり日本としてはそのくらいこの問題を重視している、その姿勢をぜひ大臣には示してもらいたいと思います。

そこで、日韓図書協定に入らせていただきます。

一九六五年に日韓の国交が正常化して、日韓基本条約が締結されたわけでございますけれども、そのときに同時に日韓の請求権並びに経済協力協定が結ばれて、財産権とか権利利益、こういった問題について一切解決されたわけでございます。そして、この協定とあわせて、文化財及び文化協力に関する協定、こういうのも締結されて、すべてこれらの問題については解決済みのわけでございますけれども、今回、新たにこの日韓図書協定がいわば一九六五年のときの協定をやや空洞化する形で結ばれるのはどういう理由なんでしょうか、教えてください。

○松本（剛） 国務大臣 今回の図書協定については、先ほども御答弁を申し上げたとおり、未来志向の日韓関係という観点から、これに資するものとして、我が国の自発的措置として図書を引き渡すということを談話において表明し、決定したものだというふうに理解をいたしております。ということによろしいですか。

○平沢委員 ちょっとよくわからないんですけども、自発的ということは、これからもどんどんやるということなんですか。

そもそも、韓国側が要求していたのは何なんですか。韓国側が日本に引き渡しを求めていたのは何なんですか、大臣。

○松本（剛） 国務大臣 韓国で、いわば国会、政界であるとか各地でさまざまな声がかつても図書に関しては上がっていることは私どもも情報を収集しているところであります。

が、今回は、これは、私どもの自発的措置として、未来志向の日韓関係に資するものとして行うものでありまして、韓国側の要求云々というような、交渉によって行うというものではないというふうに理解をいたしております。

○平沢委員 さっぱりわかりませんね。

韓国は、国会決議が二回ありました。大臣、韓国の国会決議で、二回にわたる国会決議で、日本から、韓国は返還と言っていますけれども、じゃ、韓国が返還と言っているのは何の書物ですか。

○松本（剛） 国務大臣 韓国側の意図について私がここで申し上げる立場にはありませんが、私どもは、今回、図書を引き渡すという協定を策定させていただいております。

○平沢委員 話にならないですよ、これじゃ。そうじゃなくて、韓国の国会では、図書について何を日本側に返してくれと言っているんですかと聞いているんですよ。全然答えになっていないんです。これじゃ、質問を続けられませんよ。

○松本（剛） 国務大臣 韓国の返還の要望という意味では、今おっしゃったのは二〇〇六年十二月の決議……（平沢委員「あと、二〇一〇年もあります。二回あります」と呼ぶ）はい。

二〇〇六年の十二月の方は、韓国の国会の本会議で、日本所蔵朝鮮王朝儀軌の返還を求める決議案というのを採択いたしております。これは何点かありますけれども、直接、図書という意味では、日本政府の宮内庁書陵部に所蔵されている朝鮮王朝儀軌の返還を希望するという趣旨が含まれているというふうに理解をいたしております。

それから、もう一つおっしゃったのは二〇一〇年の二月でよろしいのでしょうか。二〇一〇年二月、これも韓国国会の本会議で、日本所蔵の朝鮮王朝儀軌の返還を促す決議案と

いうのを採択しております、これは決議文では、東京大学の朝鮮王朝実録返還を評価し、日韓併合百年の節目の年に朝鮮王朝儀軌の返還を促すとともに、韓国政府に対して日本政府との積極的な交渉に乗り出すことを要求する、こういう趣旨の決議だと理解しております。

○平沢委員 韓国の国会は朝鮮儀軌を渡してくれと言っている。きょう韓国の民間団体の方が来られていますけれども、民間団体の方も、朝鮮王室儀軌還収委員会の方々も私のところに来られたことがありますけれども、韓国からすれば朝鮮儀軌の書物を返してくれと言っている。

朝鮮儀軌と言っているんです。朝鮮儀軌が何で膨らんだんですか。これが膨らんだのは、だれが、どういう形で膨らんだんですか。韓国が言っているのは、今大臣言われたとおりの朝鮮儀軌ですよ。朝鮮儀軌を韓国は返せと言った。朝鮮儀軌というのはトータル百六十七冊。それに千三十八冊というのが加わっている。この千三十八冊というのは、だれが、どういう基準で選んで、そしてどうやって入れたんですか。

○松本（剛） 国務大臣 引き渡す図書の範囲については、総理談話の趣旨、そして両国の文化協力関係を増進するという目的に基づいて検討をいたしまして、談話は既に御案内だと思いますが、「日本が統治していた期間に朝鮮総督府を経由してもたらされ、日本政府が保管している朝鮮王朝儀軌等の朝鮮半島由来の貴重な図書について、」所要の手続を経て引き渡しを行いたい、こういう考え方に至ったというふうに理解をいたしております。

○平沢委員 韓国側から国会決議で返してくれと言ったものはわからないでもない。韓国が全然言っていないものは、まだほかにも日本にいっぱいあるんですよ。それを日本側が渡すんですか。それを渡すということはだれが決めたんですか、そしてその残りはだれが選んだんですか。

だから、韓国が言っているものはわかります、朝鮮儀軌。それ以外のものは、だれが、どういうことで決めたのかと聞いているんです。

○松本（剛） 国務大臣 もちろん、総理談話そのものは閣議決定が行われているものであります。

先ほど申し上げましたように、この総理談話の趣旨、そして両国の文化協力関係を増進するというので、先ほど申し上げたような談話の内容が発表されております。日本が統治していた期間、朝鮮総督府を經由、日本政府が保管をしている朝鮮半島由来の貴重な図書ということで、これについて、いわばこのような定義に基づいて、政府内で、日本政府が保管をしているということになりますので、調査を行いまして、該当するものがいわばリストアップをされて引き渡されるべき図書になったというふうに理解をいたしております。

○平沢委員 内閣総理大臣談話に該当するものは全部引き渡すと。

では、今回のものが全部なんですか、ほかにもあるんですか。ほかのものが、もしこれに該当するものが出てきたら、今の大臣の答弁は、これもどんどん返すということですか。

○松本（剛） 国務大臣 先ほど申し上げましたように、日本が統治していた期間に朝鮮総督府を經由して、日本政府が保管しているということでございまして、政府内の調査はすべて行ったと理解をいたしておりますので、この談話の趣旨に基づいて引き渡すものについては、すべて今回お引き渡しをさせていただく。これ以上の引き渡しを現時点で考えているということはありません。

○平沢委員 現時点というのはよくわかりませんが、この百六十七冊、千三十八冊、これは韓国側は、日本が無理やり韓国から、一言で言えば奪い取ったという言い方をしているんです。これは本当にそのとおりなんですか。

では、宮内庁に聞きましょう。百六十七冊、これは全部韓国から日本が奪い取ったものなんですか、宮内庁。

○岡政府参考人 お尋ねの儀軌等につきましては、大正年間に朝鮮総督府から日本に、宮内省の方へもたらされたものでありまして、奪い取ったとかそういうものではない。執務資料として総督府から宮内省に移されたものというふうに理解いたしております。

○平沢委員 奪い取ったものじゃないのは当たり前だけれども、朝鮮総督府が持っていたものもそうですけれども、日本が購入したものはないんですか。

○岡政府参考人 王朝儀軌百六十七冊が協定の附属書に記載されておりますけれども、そのうち四冊につきましては、宮内庁が日本において古書店から購入したものの四冊が含まれております。

○平沢委員 千三十八冊、結局、総理談話に基づいて宮内庁は選んだということなんですけれども、この千三十八冊について、いつ、だれから、どういう指示が来て、どういう基準で選んで、そしてそれを連絡したんですか。

○岡政府参考人 昨年の八月に総理談話が出されました後、外務省と随時協議をいたしまして、その過程で、まず朝鮮王朝儀軌、これにつきましては先ほど申しあげました購入した四冊も含めて百六十七冊、これに加えて、儀軌以外のものでも、総督府から当時の宮内省にもたらされたものという基準が示されましたので、私どもにおきましては、それに該当する図書は宮内庁としてどの程度持つておるかということを調査いたしました結果、王朝儀軌は百六十七冊、それ以外のものについては千三十八冊というものが確認できましたので、それを外務省に連絡申しあげました。

具体的な時期は、随時協議をやっておりますのでちょっと特定はしかねますけれども、十一月の協定の附属書が完成するまでには、そういうことで外務省の方に御連絡申し上げ

ております。

○平沢委員 この百六十七冊、千三十八冊というのを宮内庁が外務省に連絡したのはいつですか。

○岡政府参考人 随時連絡をとり合っておりましたので、最終的には協定の附属書ができ上がる直前だったと思います。(平沢委員「それはいつですか」と呼ぶ)十月から十一月ごろじゃなかったかと思いますが、最終的にこれに当たりますと申し上げたのは。

○平沢委員 協定に署名するのは十一月十四日なんです。外務省からもらった資料によると、九月三日に政府内で附属書の範囲が確定と書いてあるんです。いいですか。それで、その後、それを受けた形で、九月三十日から日韓間で協議している、それで最終的に十一月十四日に至ると。これは、外務省、間違いないでしょうね。

○松本(剛) 国務大臣 引き渡す図書の対象範囲の確定ということで申しますと、今お話がありましたように、談話が八月に発表をされておまして、官邸とも御相談をして、外務省から全省庁に対して調査の依頼を行った旨は既に御報告を申し上げているところだというふうに思っております。

お返事は、ないといったような簡単なものも含めて、電話などでいただいたものもあるというふうに承知をしておりますけれども、今御指摘がありましたように、九月三日までに回答は御連絡をいただいているというふうに思っております。

今、宮内庁からもお話がありましたのは、結論から申し上げれば、あるというお返事をいただいたのは宮内庁だけということになりますので、リストをいただいた後も、具体的な中身であるとか、その持つ意味であるとか、外務省との間で随時連絡はとらせていただいていたのではないかというふうに承知をいたしております。

○平沢委員 今、九月三日までに附属書の範囲が確定というお話がありました。佐藤正久参議院議員が質問主意書を出しまして、それに対する政府の答弁は十一月二日付なんです。何て書いてあるかという、政府としては、八月十日の内閣総理大臣談話に基づいて対応していく考えであるが、十一月二日現時点では、具体的な対象範囲や態様は決まっていな
いと言っているんです。十一月二日ですよ。十一月二日に対象範囲は決まっていな
言っている。十一月十四日に署名しているんです。

そうすると、この政府答弁書、これはうそですか。

○松本（剛）国務大臣 確定をするという意味の、先生もよく御案内のとおり、質問主意書で、内閣として最終的に確認をして決定をするという手続をどの段階でとるかということから申し上げれば、いわば協定の閣議に上げるという趣旨がありますので、私自身も、ちょっと、その答弁書自身を作成したわけではありませんけれども、そのような趣旨で御回答をさせていただいていると思っております。

事務的には既に作業が進んでいるということで、この委員会からの御要請もありましたので、御報告をさせていただいたというふうに理解をしております。

○平沢委員 そうじゃなくて、これは十一月十四日に、まさに泥縄式に、間に合わせるためにやったんでしょう。今回だって、いずれ李明博大統領が来られる、それに合わせて急いでやっているんじゃないんですか。そういうことでしょうか。これは問題はいっぱいありますよ。やはりいろいろ詰めなきゃならないですよ。だけれども、昨年も、十一月二日の時点でまだ全然決まっていな
いという答弁をしておきながら、十一月十四日に署名している。そういうことじゃないんですか。

要するに、何とか大統領の訪日に間に合わせよう、そういうことで、もう泥縄式で必死にやっているんじゃないんですか。そういうことでしょうか。違いますか。

○松本（剛） 国務大臣 附属書そのものを政府として最終的に決定をいたしましたのが、いわば協定の閣議で定めるのに伴ってということの位置づけになるということで先ほどそのように御答弁をいたしました。委員会の方からは、これまでの議論の経緯などについて提出をせよ、こういう御指示でありましたので、事務上の実質的なところをお話しさせていただいたのが、先ほどの各省庁に調査依頼をしてそのお返事が来た。お返事が来た時点で実質的には確定をするという趣旨でそのように書かせていただいたというふうに理解をしております。

この間、結果としては十四日、李明博大統領が来日をしている際に署名をさせていただいたことになるというふうに思っておりますが、談話を決めて、また、その手続を進めるに当たっては、事務としてはしっかりと慎重に行われてきたというふうに私自身は思っております。

○平沢委員 今回のこの千二百五冊について、引き渡しと日本側は言っていますけれども、韓国側は、いろいろな資料を見ても、返還、リターンと言っているんです。

大臣に確認します。

これは、引き渡しというのはちょっとよくわかりませんが、先ほど来、日本が自主的に決めたと言うから、これは相手方に対する贈与ですね。韓国は返還と言っていますけれども、返還じゃなくて贈与ということでいいですね、引き渡しという言葉を使っていますけれども。

○松本（剛） 国務大臣 私の立場からは、やはり協定に基づいた用語でお答えをするのが適切ではないかというふうに思っております。

先ほど申し上げたように、第一条で引き渡しということで協定に定められておまして、これは、韓国語文でも引き渡しという文言、韓国語ではインドというふうに言うようになりますが、その言葉が使用されているというふうに承知をいたしております。

○平沢委員　しかし、日本側が自主的に渡すんだったら、これは別に返還でも何でもありませんよ。韓国は報道官も含めて、みんな返還、返還と言っているんですよ。だって、大臣はさっきから、日本側が自主的に返すんだ、こう言っているんだ。そうしたら、返還であるはずないじゃないですか。そうでしょう。

では、それはわかりました。大臣、返還ではないということだけ言ってください。韓国側が返還と言っているけれども、返還ということはあり得ないということだけ言ってください。

○松本（剛） 国務大臣　この協定は日本語と韓国語とともに正文ということになっておりまして、韓国語文においても、返還ではなくて引き渡すという文言が使用されているというふうに申し上げます。

○平沢委員　いや、そうじゃなくて、韓国の報道官とか、いろいろな韓国のホームページ、政府機関のホームページを見ると、リターン、返還となっているんですよ。だけれども、大臣はさっきから自主的にと言っているんだから、返還じゃないでしょう。それだけ言ってください。返還ではないでしょう、これは。だって、自主的に渡すんだから。自主的に渡すものに返還なんてあるはずないじゃないですか。

○松本（剛） 国務大臣　まさに今申し上げたように、この条約では、日本語、韓国語の正文で、返還ではなくて引き渡すという文言が使われているということでございます。

○平沢委員　返還ではないということですね。

そこで、まだ聞きたいことがいっぱいありますので、次に進ませていただきますけれども、今回は日本にあるものを韓国側に渡すということになっているんですけども、では逆に、日本のものが韓国にある、これはどういうものがあるんですか。日本の貴重な図書で韓国にあるものにはどういうものがあるんですか。それをちょっと答えてください。

○松本（剛） 国務大臣 我が国と韓国との間は、交流ということからすれば千年を超える歴史がありますので、双方の国に双方の文物が存在をしており、その中には貴重なものも多数あるというふうに承知をしております。その意味では、私どもが把握をしたもの、できているものもありますし、すべてが今ここで把握をできているわけではありませんが、双方に貴重なものも含めてさまざま文物があるというふうに理解をいたしております。

○平沢委員 具体的に聞いているんです。

外務省からもらった資料には、例えば、国史編纂委員会に二万八千冊の対馬宗家文書がある、大変貴重なものである。これは外務省の資料なんです。大臣、こういうものについて、韓国側に日本に引き渡せと要求するおつもりはありますか。

○松本（剛） 国務大臣 既に御議論もいただいているというふうになりますが、御指摘のありました対馬宗家文書というのは、国史編纂委員会、これは韓国の教育科学技術部に所属をしていると承知をしておりますが、ここに二万八千冊所蔵されているというふうなことは、私どもも、御議論もいただきまして、調査をしまして確認をいたしているところでございます。

今のお話でございしますが、今回のこの協定では、対象となっている文書は、日本が統治していた期間に朝鮮総督府を経由してもたらされ、現在日本政府が保管をしているものに限定をしております、今お話がありました韓国政府保有の日本由来の図書というのは、置かれた状況が異なるというふうに理解をいたしているところでございます。

○平沢委員 この宗家文書だけでなく、ほかにもいっぱいあるんです、外務省の資料にありますように。ですから、これらについては、日本にある韓国のものについて、向こうからいろいろ返還要求、向こうは返還と言っている、これを引き渡してくれと来ている。だったら日本も、韓国にある貴重な日本の文書については引き渡してくれと言ったってお

かしくないんじゃないですか。大臣、もう一回。

○松本（剛） 国務大臣 御指摘の韓国政府保有の日本由来の図書というのは、今申し上げましたように、経緯、背景が異なるもので、同列に論じるべきものではない、このように考えているところでございます。

○平沢委員 だって、日本が購入したものまで今度渡すんですよ。大臣、朝鮮儀軌の中には日本が購入したもの、こんなものは、普通だったら、何で引き渡す必要があるんですか。今回、そういうものも入っているんですよ。それだったら、同じように言ったっておかしいんじゃないですか。もう一回。

○松本（剛） 国務大臣 平沢委員も朝鮮王朝儀軌についてはわかると先ほどおっしゃったかと理解をしておりますが、朝鮮王朝儀軌、そして……（平沢委員「その中に四冊購入したものが入っていると言っているんです」と呼ぶ）それは先ほど宮内庁からも答弁を申し上げたところでありますが、もちろん私どもとしてもそのように理解をしておりますが、基本的に、日本が統治をしていた期間に総督府を経由して日本政府にもたらされて、現在日本政府が保管しているもの、こういうことで限定をいたしておきまして、本協定と同列に論じるべきものとして今の御指摘いただいたような図書があるとは考えていないというふうに申し上げたいと思います。

○平沢委員 きょうは時間ありませんから、この点については、またこれから時間をかけてじっくりやります。

では、別な問題をやりますけれども、関西の寺院から日本の重要文化財が盗難に遭って韓国に渡ったもの、これはどんなものがありますか。文化庁。

○吉田政府参考人 関西ということになりますと、鶴林寺というお寺から絹本著色弥陀三尊像というものが盗難に遭いまして、それが韓国で発見をされ、一部は返ってきたのでございますけれども、その残りはいまだ所在が不明という状況がございます。

○平沢委員 壱岐の安国寺で盗まれたものはどうなっているんですか。

○吉田政府参考人 壱岐の安国寺、これは高麗版大般若経というものでございますけれども、これにつきましては、平成六年の七月にこの安国寺から盗難されたということが発覚をいたしました。その後、平成七年三月に、韓国政府が初彫本大般若波羅蜜多経三巻という形で国宝に指定をされたところでございます。その後、文化庁におきましてその写真を確認いたしましたところ、先ほど申し上げました盗難に遭いました高麗版大般若経と大変よく似ているということが判明いたしましたので、そういったことを受けまして、平成九年十一月に文化庁では、警察庁とともに、外務省に対しまして、専門家を韓国に派遣して現物の確認を行うよう韓国政府に対する協力要請を申し入れたところでございます。

○平沢委員 きょうは警察庁も来ていますから、警察庁、この問題でどういう対応をしたのか。たしか協議もしたはずですから、その協議の内容も含めて教えてください。

○金高政府参考人 この事件につきましては、平成九年十一月に文化庁、外務省、そして私ども警察庁で会議を実施いたしまして、その結果、韓国が国宝として指定した経典三巻が本事件の盗難被害品であるか否かを確認すること、それから本事件の盗難被害品であることが判明した場合、返還の可能性について打診すること、協力が得られることになった場合、所有者と返還、買い取りの協議を行うこと、この手続については外務省が在韓日本大使館を通じるなどして韓国政府と協議し、韓国が同意すれば、文化庁から専門家を韓国に派遣して確認作業を行うこと、また、文化庁の専門家において被害品であることが確認されれば捜査共助手続等を行うということについて合意したものというふうに承知しております。

○平沢委員 要するに、壱岐の安国寺にあった日本の重要文化財が盗まれて、韓国に全く同じようなものがあるということがわかった、そこで警察と文化庁と外務省で協議した、それでそのときに決めたのは、韓国に専門家を派遣して確認作業を行おう、それを外務省を通じて韓国側に申し入れようということを決めたはずですね。これは間違いないですね。

では、外務省、申し入れしたのかどうか。そして、したその結果はどうだったんですか。

○松本（剛） 国務大臣 今既に御指摘ありましたので、事案については繰り返しません。

政府といたしまして、韓国政府に対して調査協力を依頼いたしました。韓国政府からは、確証がなく、調査が困難であるという旨の回答があったところでございます。

○平沢委員 調査が困難という、こんなふざけた話はないでしょう。だって、調査は、韓国でわかるはずないじゃないですか。持っていたのは日本なんだから、日本から盗まれたものなんだから、日本の専門家が行かない限り、日本から盗まれたものと同じかどうかというのはわかるはずないじゃないですか。韓国が何で調査できるんですか。日本にあったものがそのまま韓国に行って国宝に指定されたかどうかというのを調べるんだったら、日本の専門家が行かなきゃわからないじゃないですか。

もう一度答えてください。韓国は、調査が困難と。韓国で調査なんかできるはずないでしょう。ふざけるのもいいかげんにしなさいよ。こんないいかげんな答弁はないでしょう。これだけふざけた答弁はないでしょう。ちょっともう一回答えてください。

○松本（剛） 国務大臣 どのようにしてどのような韓国側の反応があったかということでございましたので、記録を確認して、事実を御報告いたしました。

その上で、私としては、本件については、これは日本の重要な文化財にかかわることでもありますので、韓国政府から協力を得るべく、改めて照会することを検討いたしたい、こ

のように思っております。

○平沢委員 今回、この日韓図書協定を結ぶのであれば、もう一回言いますよ。日本の重要文化財がお寺から盗まれた、それが韓国に渡った、それで、韓国では直ちにそれを国宝に指定してしまった。どう見たってこれは日本のものだと言っている。文化庁、間違いないでしょう、非常に似ているということは。間違いないですね。(吉田政府参考人「似ている」と呼ぶ) 似ている、そう言っているわけですよ。だから、日本から盗まれたものか、調査させてくれと言ったら、韓国は調査を拒否しているんです。おかしくないですか。

ですから、大臣、この話も、今回、図書協定をやるんだったら、あわせて言わなきゃおかしくないですか。だって、日本の重要文化財ですよ。盗んでいったものが向こうで国宝に指定されている、それについてはこっちは何も言わないで、そして、何か知らないけれども、自主的に返す返すと。こんなことばかりやっていたら、どう考えたって独立国家じゃないでしょう。もう一回、大臣。

○小平委員長 その前に、文化庁吉田次長、この件についてどうなんですか。ちょっと答弁してください。

○吉田政府参考人 それでは、事実経過も含めましてもう一度申し上げますと、この安国寺の所蔵します高麗版大般若経は、昭和五十年に重要文化財として指定をしたものでございます。平成六年の七月にこの盗難が判明いたしまして、その後、平成七年の三月に、韓国政府がこれを初彫本大般若波羅蜜多経という形で国宝に指定をしたということでございます。

写真などでそのことが報道されましたので、私どもの専門家の方でその写真を分析したところ、日本として重文指定をしておりましたものと非常に酷似をしているということがございますので、その点を踏まえて、先ほど申し上げました形で協力要請をしておったということでございます。(発言する者あり)

先ほど、平成九年の十一月に、私ども、警察庁とともに、外務省に対しまして韓国政府に対する協力要請を申し出るようお願いをいたしまして、その後、平成十年の一月に、外務省の方から協力要請をしていただいたものと承知しております。

○小平委員長 どうですか、杉山アジア大洋州局長、これについて、その後、どういうようなことがされているのか。

ちょっと確認しましょう、その後の経緯。

○杉山政府参考人 お答えいたします。

ただいま御答弁がありましたとおり、先ほど大臣からも申し上げました、日本政府の中で極めて酷似しているという状況がございましたので、これを受けて、依頼を受けまして、日本政府は韓国政府に対して調査の協力を依頼した。しかしながら、先ほど大臣から御答弁いたしましたように、韓国政府からは、確かに酷似しているということがあるかもしれないけれども、必ずしも確証がない、したがって調査は困難であるという回答があったところでございます。

しかしながら、先ほど大臣がその後でお答えいたしましたように、本件については、日本の極めて重要な文化財にかかわり得ることだというふうに考えておりますので、今後、韓国政府から何らかの協力を得るべく、改めて照会あるいは調査の依頼をすることを検討してまいりたいというふうに外務省としても考えているところでございます。

○平沢委員 改めてなんて言っていないで、今度の図書協定をやるんだったら、何でこの機会に言わないんですか。

もう一回言いますよ。日本から盗まれたものですよ。重要文化財が盗まれて、それを韓国が直ちに国宝に指定しているんですよ。先ほど文化庁が言ったように、折り目だとか、いろいろなかすれとか何か、これを全部照合したら間違いないと。韓国は、調査しても不可能とかとばかなことを言っていますけれども、韓国が調査できるはずがないじゃないで

すか、持っていたのは日本なんだから、日本の専門家が行かない限り。そんなできもしないことを韓国が言ったということは、韓国はやる気がないんです。一切やる気がないんです。そんなふざけた対応をしているのにもかかわらず、この図書協定を結ぶんですか。少なくとも、日本から盗まれたものくらいはきちんと調査させろ、このくらいのことは言うべきじゃないですか。これは今まで断られてきたんです。

日本から盗まれたんですよ、大臣。盗まれたものに対して、日本から文化庁の専門家が行って調査するというのも断っているんですよ。韓国政府の対応、余りにも対応としておかしいと思いませんか。だから、図書協定をやるなら、そのくらいのことを言うのは当たり前じゃないですか。どうですか、大臣。

○松本（剛） 国務大臣 長崎県壱岐島の安国寺の件で今御指摘をいただきました。そして、過去の経緯を確認いたしましたら、今御報告を申し上げたようなことであります。

それで、私としては、日本の重要な文化財にかかわり得ることであるからということで、先ほど、改めて照会すること、調査協力することを検討したいと申し上げましたが、改めてと申し上げましたのは、既に一往復をした上でということで申し上げさせていただきました。

また、別途、文化庁から鶴林寺の件についても御報告がありましたけれども、これについても、引き続きしかるべく協力を求めていきたい、このように思っております。

御指摘の事案は、鶴林寺の事案は、私どもが承知をする限り、この事件については、韓国の窃盗グループが逮捕されて犯行を自供したというふうにも聞いております。安国寺の件については、安国寺から盗まれたものということは私どももお聞きをしているところでありますが、捜査、調査協力が必要となってくる案件については、図書協定といったことにかかわらず、いつのときでもしっかり行われなければいけない、こういう趣旨で私どもとしては進めてまいりたい、このように思っております。

○平沢委員 大臣、はっきり言ってください。

要するに、平成九年に警察、外務省、文化庁で係官を派遣しようということを決めたん

です。そして、外務省が申し入れしたんです。平成十年に、韓国政府は、そんな調査の必要はない、調査は失礼だということも言って、断ってきたんです。失礼でも何でもないですよ、日本から盗まれた文化財が向こうで国宝に指定されたんだから、これが盗まれたものかどうかをチェックするのに。

今回の図書協定をやるなら、これを調査させろくらいのことを言ったらどうですか。今回言ったらどうですか。改めてなんてわけのわからないことを言わないで、今回言ったらどうですか。

○松本（剛） 国務大臣 改めてと申し上げたのは、これからという意味で申し上げたわけで、先生もよく御案内のとおり、捜査、調査協力などというのは、しっかり行われなければいけないわけでありまして、この図書協定の議論とはかかわりなく、しっかりこういった捜査、調査協力については進めるように、私どもとしても努力をしたい、このように思っております。

○平沢委員 よくわかりませんが、ぜひやるように、この図書協定を、私は中身的には非常におかしいと思いますよ。朝鮮儀軌はともかくとして、ほかのところは、何でこんなのが加わったのか、さっぱりわからない。選んだのも、普通、専門家とか何かみんな集まって議論するのが当たり前じゃないですか。これは官内庁が選んだだけでしょう。それがそのままいくわけでしょう。審議会とかなんとか、専門家がチェックして、その上でやるのが普通なのに、そういったことを全く経ないでやっている。これもおかしいと思いますよ。

それから、これからいろいろな返還のものが来るでしょう、また来るでしょう。ちなみに、韓国の中央日報に何て書いてあるかという、日本は自主的な返還を待っているはだめだ、金を払って買い戻すのはだめだ、これは絵のことですよ、絵画のことを言っているんです。日本にとって上策は世論を動かすことだ、世論を動かすには絶えず要求して働きかけをしなければならないと。これは去年の八月十一日の韓国の中央日報の記事なんです。

これからもこういう形でどんどんやろう、もう実際そういう動きがありますけれども、来るんですよ。しっかりしなかったら、どんどんまた来ますよ。だから、こっちも要求することは要求する。当たり前じゃないですか。

今私が申し上げましたように、日本から盗まれた文化財についてはきちんと調査をさせろ、そして、個人の所有になっているかどうか知らないけれども、それは返還してくれと。当たり前じゃないですか。そのくらいのことを今回、図書協定をやるならば、同時に要求してくださいよ。

大臣、もう一回決意のほどをお願いします。

○松本（剛） 国務大臣 捜査、調査協力などについては、しっかり取り組んでまいりたいと思っております。

○平沢委員 時間が来たから終わりますけれども、極めていろいろな問題を含んだ図書協定ですので、じっくり時間をかけて審議していただきますようお願いしまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。